（国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置）

第二条　改正法附則第五十二条第六項（同条第九項、第十一項又は第十三項において準用する場合を含む。）の規定による還付金又は改正法附則第百五条第三項（同条第六項、第八項又は第十項において準用する場合を含む。）の規定による還付金は、国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の規定の適用については、それぞれ同令第二条第九号に掲げる還付金又は同令附則第十二項に規定する還付金とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条第一項（個人番号及び法人番号に係る部分に限り、同条第七項から第九項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に改正法附則第五十二条第一項、第八項、第十項又は第十二項の規定により課するたばこ税に係る同条第二項（同条第九項、第十一項又は第十三項において準用する場合を含む。）の申告書について、第一条第三項（個人番号及び法人番号に係る部分に限り、同条第七項から第九項までにおいて準用する場合を含む。以下同じ。）及び第四項（個人番号及び法人番号に係る部分に限り、同条第七項から第九項までにおいて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は同日以後に提出する同条第三項及び第四項の申請書について、それぞれ適用する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十七号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項及び第八項から第十項まで並びに第四十一条の二第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　特別の機関（第三十七条―第三十九条）」を「第四章　特別の機関
第一節　北方対策本部（第三十七条―第三十九条）
第二節　子ども・子育て本部（第四十条―第四十三条）」に、「第四十条―第四十二条」を「第四十四条―第四十六条」に改める。

第三条第二号中「少子化及び」を削り、「推進並びに」を「推進及び」に改める。

第三条第三号中(45)を削り、(46)を(45)とし、(47)から(54)までを(46)から(53)までとする。

第八条第八項中「十八人」を「十七人」に改める。

第二十条第三項中「四十六人」を「四十四人」に改める。

第四章中第三十七条の前に次の節名を付する。

第一節　北方対策本部

第四十二条を第四十六条とし、第四十一条を第四十五条とし、第四十条を第四十四条とする。

第四章に次の一節を加える。

第二節　子ども・子育て本部

（子ども・子育て副本部長）

第四十条　子ども・子育て副本部長は、内閣総理大臣の指名する副大臣をもって充てる。

（統括官）

第四十一条　子ども・子育て本部（以下この節において「本部」という。）に、統括官一人を置く。

2　統括官は、子ども・子育て本部長及び子ども・子育て副本部長を助け、命を受けて、本部の事務をつかさどる。

3　統括官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

（審議官）

第四十二条　本部に、審議官を置く。

2　審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助ける。

3　審議官の定数は、併任の者を除き、一人とする。

（参事官）

第四十三条　本部に、参事官を置く。

2　参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。

3　参事官の定数は、併任の者を除き、二人とする。

附則第二条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年九月三十日」に改める。

附則第二条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年九月三十日」に改める。

附則第三条の表子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日の前日の項を削る。

附則第六条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年九月三十日」に改める。

附則中第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（少子化社会対策会議令及び子ども・子育て会議令の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「内閣府本府に置かれる政策統括官」を「内閣府子ども・子育て本部に置かれる統括官」に改める。

一　少子化社会対策会議令（平成十五年政令第三百八十六号）第二条

二　子ども・子育て会議令（平成二十五年政令第八十一号）第六条

（幹部職員の任用等に関する政令の一部改正）

3　幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　内閣府子ども・子育て本部

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十八号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。